

令和3年度答申第68号
令和4年1月31日

諮詢番号 令和3年度諮詢第73号（令和4年1月5日諮詢）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮詢に係る審査庁の判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、父のP（以下「父P」という。）に係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、父Pに係る特別弔慰金については、審査請求人と同順位の遺族に対して既に権利の裁定をしており、この裁定により審査請求人に対しても特別弔慰金を受ける権利の裁定がされたものとみなされるとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 特別弔慰金の支給

ア 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給

すると規定し、特別弔慰金支給法2条1項は、上記「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者をいうと規定している。

イ 特別弔慰金支給法2条3項は、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日である令和2年4月1日において死亡している場合（同項1号）において、同日に死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、同条1項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者みなすと規定している。

(2) 特別弔慰金を受ける権利の裁定

ア 特別弔慰金支給法4条は、特別弔慰金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づき、厚生労働大臣が行うと規定し、特別弔慰金支給法14条は、この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととするとができると規定している。

これを受けて、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和40年政令第183号。以下「特別弔慰金支給法施行令」という。）3条は、特別弔慰金支給法4条に定める厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、死亡した者で除籍された当時における本籍地が本邦（歯舞群島、色丹島、択捉島及び国後島を除く。）にあったものに係るものは、当該本籍地の都道府県知事が行うこととすると規定している。

イ 特別弔慰金支給法6条は、同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、その一人のした特別弔慰金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別弔慰金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなすと規定している。

(3) 特別弔慰金の請求手続

戦没者等の遺族の対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和40年厚生省令第27号。以下「特別弔慰金支給法施行規則」という。）1条1項は、特別弔慰金支給法3条に規定する特別弔慰金を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、特別弔慰金請求書（様式第1号（令和2年厚生労働省令第208号による改正前のもの。以下同じ。））を裁定機関（厚生労働大臣又は特別弔慰金支給法施行令3条の規定により特別弔慰金を受ける権利の裁

定を行うこととされた者をいう。以下同じ。)に提出しなければならないと規定し、特別弔慰金支給法施行規則3条1項は、特別弔慰金請求書は、請求者の居住地の市町村長(特別区にあっては、区長)、都道府県知事を順次経由して、裁定機関に提出するものとすると規定している。

(4) 特別弔慰金を受ける権利の裁定に関する通知

特別弔慰金支給法施行規則2条1項は、裁定機関は、請求者が特別弔慰金を受ける権利を有するものと裁定したときは、特別弔慰金裁定通知書を請求者に交付しなければならないと規定し、同条2項は、裁定機関は、請求者が特別弔慰金を受ける権利を有しないものと裁定したときは、特別弔慰金却下通知書を請求者に交付しなければならないと規定している。

(5) 特別弔慰金の支給(記名国債の交付)

特別弔慰金支給法5条1項は、特別弔慰金の額は、死亡した者一人につき25万円とし、5年以内に償還すべき記名国債をもって交付すると規定し、同条2項は、前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができると規定している。

そして、特別弔慰金支給法5条5項は、同条2項の規定により発行する国債に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは財務省令で定めると規定している。

これを受け、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第5条第2項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令(昭和40年大蔵省令第41号)8条1項は、国債は、交付通知書に指定された日本銀行の本店、支店又は代理店において、特別弔慰金支給法施行規則2条1項の規定による特別弔慰金裁定通知書及び交付を請求する者が受取人本人であることを示す書類の呈示を求めた上、「領収証」欄に住所及び氏名の記入された当該交付通知書と引換えに交付するものとすると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 父Pは、明治40年a月b日に出生し、昭和20年12月6日にB地で死亡した(父Pの本籍地は、除籍された当時、C地にあった。)。この間、父Pは、昭和13年4月15日にQ(以下「母Q」という。)と婚姻をし、父Pと母Qとの間に、昭和13年c月d日に長男のR(以下「長男R」という。)が、昭和15年e月f日に長女のS(以下「長女S」という。)が、

昭和17年g月h日に二女の審査請求人が、昭和19年i月j日に二男のT（以下「二男T」という。）が出生した。

なお、母Qは、弔慰金の受給者であったが、平成18年5月27日に死亡した。

（除籍謄本（戸主：父P）、長男R作成の「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」及び「戦没者等の遺族の現況等についての申立書」）

- (2) 長男Rは、令和2年4月15日、居住地のD市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件先行請求」という。）をした。

（長男R作成の「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」）

- (3) 審査請求人は、令和2年4月24日、居住地のE市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Pに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

（審査請求人作成の「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」）

- (4) 処分庁は、令和2年11月4日付で、長男Rに対し、父Pに係る特別弔慰金を受ける権利を有するとの裁定（以下「本件先行裁定」という。）をした。

（裁定通知書）

- (5) 処分庁は、令和3年4月5日付で、審査請求人に対し、「戦没者であるP様にかかる特別弔慰金の権利裁定は、（中略）先に請求を行った、あなたと同順位のご遺族（R様）に対して行いました。この裁定によってあなたは既に特別弔慰金を受ける権利の裁定がされたものとみなされるため」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

（却下通知書）

- (6) 審査請求人は、令和3年5月19日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (7) 審査庁は、令和4年1月5日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮詢をした。

（諮詢書、諮詢説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

父Pの子のうち、審査請求人以外の3人（長男R、長女S及び二男T）は、親から十分な施しを受けて生活に困っていないのに対し、審査請求人は、国民

年金の収入だけで生活しているため、日々、生活に困窮し、姉から借金もしている。

審査請求人は、前回の特別弔慰金（第10回）については、長男Rが受領することに同意したが、今回の特別弔慰金（第11回）については、上記の事情から、審査請求人が受領したいと思い、この点について長男Rの意思を確認する手続を採った。

すなわち、審査請求人は、長男Rに対し、内容証明郵便により、長男Rから期限までに連絡がない場合には、審査請求人が今回の特別弔慰金を受領することを長男Rが了解したものとみなすという内容の通知書を送付したが、長男Rからは連絡がなかった。そこで、審査請求人は、長男Rが審査請求人が今回の特別弔慰金を受領することを長男Rが了解したものと思って、本件請求をした。

このように、長男Rの意思は上記通知書で確認ができるおり、審査請求人の請求の方が先行順位であるから、処分庁が長男Rの請求を先行順位であるとして本件先行裁定をしたことは、間違いである。

したがって、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諒問に係る審査庁の判断

- 1 長男R及び審査請求人は、共に父Pの子であるから、特別弔慰金支給法2条3項に規定する「死亡した者の子」として弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされ、父Pに係る特別弔慰金の請求に関し、同順位の遺族（権利者）である。
- 2 長男Rは、令和2年4月15日にD市長に対し父Pに係る特別弔慰金の請求（本件先行請求）をし、審査請求人は同月24日にE市長に対し父Pに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

本件先行請求及び本件請求に係る各請求書類には、不備な点はなかった。

- 3 厚生労働省社会・援護局援護・業務課発行の「第十一回特別弔慰金事務処理マニュアル」（以下「本事務処理マニュアル」という。）の第1章の第2の5の(1)の「問3 複数の同順位者からの請求」の「答」には、複数の同順位者から特別弔慰金の請求があった場合には、「2～3週間程度の期限を設けて、遺族間で話し合いをして代表遺族を決めるよう求めてください。期限が経過しても、代表遺族が決まらない場合は、再度、3ヶ月程度の期間を設けて督促してください。それでも遺族間における話し合いがつかないというような場合には、やむを得ないことですが、原則、市区町村における受付日（郵送の場合は市区町村への到達日）が早い先行請求を可決裁定し、その他

の請求（後行請求）については、他の同順位者に既に裁定済であるとして却下裁定してください。」と記載されている。

4 処分庁は、上記3の「答」に基づき、令和2年7月13日付けの書面で、長男R及び審査請求人に対し、遺族間で話し合いの上、代表者を決定し、同月31日を目安に回答するよう通知したところ、長男R及び審査請求人から同月16日付けで返送された各書面には、代表者を確認することのできる記載はされていなかった。また、令和2年7月15日の審査請求人からの電話での問合せに対し、処分庁は、遺族間での話し合いにおいてのみ代表者の決定ができると回答した。

そして、処分庁は、令和2年7月13日付けの上記書面において、遺族間で話し合いがつかない場合には、提出日が早い請求を遺族代表として可決裁定する旨記載していること、審査請求人からの同月15日の上記電話での問合せにおいて、遺族間で話し合いがつかない状況であることを確認しており、3か月以上経過しても代表者が決まらなかつたことから、同年11月4日付けで、長男Rに対し、本件先行裁定をした。

5 また、処分庁は、本件先行裁定に係る通知書が長男Rに到達して、本件先行裁定の効力が発生したことを確認した上で、本件先行裁定により審査請求人に対しても権利の裁定がされたものとみなされるため、重ねて権利の裁定をすることができないとして、審査請求人に対し、本件却下処分をした。

6 なお、審査請求人は、父Pの子のうち、審査請求人が一番生活に困窮していると主張するが、特別弔慰金支給法は、当該事情を特別弔慰金の支給要件として規定していない。

7 以上のことから、本件先行請求及び本件請求に係る各請求書類には、不備な点はないから、父Pに係る特別弔慰金の請求をした同順位の遺族（権利者）のうち、本件先行請求をした長男Rに対して権利の裁定（本件先行裁定）をしたことに違法又は不当な点があるとは認められない。

したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によれば、本件審査請求から本件諮詢に至るまでの各手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 長男R及び審査請求人は父Pの子であり、弔慰金の受給者であった母Qは基準日の令和2年4月1日において死亡している（上記第1の2の(1)）から、長男R及び審査請求人は、特別弔慰金支給法2条3項の規定により、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる。したがって、長男R及び審査請求人は、父Pに係る特別弔慰金の請求に関し、同順位の遺族（権利者）であると認められる。

本件では、父Pに係る特別弔慰金の請求に関し、同順位の遺族（権利者）である長男R及び審査請求人がそれぞれ当該請求をしたことから、どちらの請求に対し、権利の裁定をすべきであるかが問題となっている。

(2) 特別弔慰金支給法6条は、同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、その一人のした特別弔慰金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対しとした権利の裁定は、全員に対ししたものとみなすと規定している。

そして、特別弔慰金支給法施行規則1条1項は、特別弔慰金を受けようとする者（請求者）は、特別弔慰金請求書（様式第1号）を裁定機関に提出しなければならないと規定しているところ、上記の様式第1号には、「同順位者が数人ある場合は、次の事項を承諾の上、全ての同順位者を代表して特別弔慰金を請求します。」という記載に続いて、承諾する事項の内容として、「権利の裁定は全ての同順位者に対ししたものとみなされるため、他の同順位者は権利の裁定を受けた者に対し、各々の持分を主張することができます。」、「他の同順位者から各々の持分を主張された場合は、権利の裁定を受けた者の責任で調整を行います。」及び「本請求書の請求者の氏名及び連絡先は、特別弔慰金の請求又は審査請求を行った他の同順位者に教示されます。下記の署名者が請求者と異なる場合は、請求者の氏名並びに署名者の氏名及び連絡先が教示されます。」という記載がされており、請求者は、これらの内容を承諾の上、全ての同順位者を代表して特別弔慰金を請求することを宣誓する趣旨で、特別弔慰金請求書の下欄に署名することとされている。

(3) 本件でも、長男R及び審査請求人は、それぞれ、上記(2)の様式第1号による特別弔慰金請求書に署名して、父Pに係る特別弔慰金の請求をしている

(各「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」)。

このように、同順位の遺族から、同一の死亡した者に係る特別弔慰金の請求がそれぞれされた場合の取扱いについては、本件事務処理マニュアルが「基準日時点で要件を満たしている数人の遺族からそれぞれ特別弔慰金の請求がされた場合は、特別弔慰金を複数の遺族に支給することはできません。そこで、このような場合には裁定を一時保留し、2～3週間程度の期限を設けて、遺族間で話し合いをして代表遺族を決めるよう求めてください。期限が経過しても、代表遺族が決まらない場合は、再度、3ヶ月程度の期間を設けて督促してください。それでも遺族間における話し合いがつかないというような場合には、やむを得ないことですが、原則、市区町村における受付日（郵送の場合は市区町村への到達日）が早い先行請求を可決裁定し、その他の請求（後行請求）については、他の同順位者に既に裁定済であるとして却下裁定してください。」と定めている（第1章の第2の5の(1)の「問3」の「答」。以下遺族間の話し合いで代表遺族が決まらない場合に先行請求を優先するルールを「本件ルール」という。）。

ところで、本件ルールは、上記のとおり、「原則」として、先行請求を優先すると定めていることから、当審査会が、審査庁に対し、どのような場合に「例外」が認められるかについて照会をしたところ、審査庁から、「例外」が認められる場合として想定しているのは、以下の場合などであるとの回答があった（令和4年1月20日付けの事務連絡）。

ア 先行請求について記載漏れや添付書類の不足等の不備があり、先行請求について却下裁定をすることがやむを得ない場合

イ 先行請求人が請求中に死亡し、相続人が存在しないこと又は相続人が請求の継承を望まないことなどにより、先行請求が継続されない場合

ウ 後行請求が実は先行請求であったことが後に判明した場合（市区町村で先に受け付けられていた請求書が、後日、裁定機関に届いた場合のように、ある遺族からの請求について可決裁定をした後に、同順位である遺族からの請求書が裁定機関に届き、この請求書の方が可決裁定した請求書よりも市区町村の受付日が早かったことが判明した場合など）

しかし、本件ルールは、その冒頭において「基準日時点で要件を満たしている数人の遺族からそれぞれ特別弔慰金の請求がされた場合は、特別弔慰金を複数の遺族に支給することはできません。」と記載されていることから明らかに、同順位である複数の遺族からされた不備のない請求が競合

した場合についての取扱いを示したルールであるから、上記アからウまでの場合は、いずれも本件ルールの「例外」には該当しない。

(4) そうすると、審査庁から、本件ルールの「例外」に該当する場合が示されないから、本件ルールには「例外」がないものとして検討すると、本件却下処分がされるまでの経緯は、以下のとおりである。

ア 本件では、父Pに係る特別弔慰金の請求に関し、同順位の遺族（権利者）である長男R及び審査請求人がそれぞれ当該請求をした（いずれの請求も、不備のないものであったことについては、審査関係人間に争いがない。）ところ、長男Rの請求は令和2年4月15日にD市長に対してされ、審査請求人の請求は同月24日にE市長に対してされている（上記第1の2の(2)及び(3)）から、長男Rの請求が先行請求である。

イ 処分庁は、令和2年7月13日付けの「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求について」と題する各書面で、長男R及び審査請求人に対し、話合いの上、代表者を決めて、同月31日を目安に回答するよう、それぞれ通知をした（各「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求について」と題する書面）。

ウ 長男Rは令和2年7月17日に、審査請求人は同月20日に、上記イの通知に対し、それぞれ「代表請求書」と題する各書面を返送した。当該各書面には、話合いにより遺族代表になった者として、長男R又は審査請求人に「○印」を付ける欄（「代表請求者」欄）が存在するが、長男R及び審査請求人の提出した当該各書面の当該欄には、何らの記載もされていなかった。

エ 処分庁は、遺族間の話合いで代表請求者が決まらなかつたことから、本件ルールに従い、令和2年11月4日付けで、先行請求をした長男Rに対し、権利の裁定（本件先行裁定）をした（上記第1の2の(4)）。

オ 処分庁は、令和3年2月18日、長男Rから裁定通知書の提示を受けた（上記第1の1の(5)）上で、長男Rに対し、国債を交付した（「国債交付日について」と題する書面）。

カ 処分庁は、本件先行裁定により審査請求人に対しても権利の裁定がされたものとみなされるとして、令和3年4月5日付けで、審査請求人に対し、本件却下処分をした（上記第1の2の(5)）。

以上の経緯によれば、本件先行裁定は、本件ルールに従つてされたものであり、本件却下処分は、本件先行裁定がされ、長男Rに対する裁定通知書の

交付によりその効力が発生した後にされているから、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

(5) なお、審査請求人は、父Pの子のうち、審査請求人以外の3人は生活に困っていないのに対し、審査請求人は生活に困窮しており、審査請求人が今回の特別弔慰金を受領することについて長男Rの意思を確認する手続を探ったなどと主張する（上記第1の3）が、その主張する事情は、上記(4)の判断を左右するものではないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

3 付言

本件事務処理マニュアルによれば、同一の死亡した者に係る特別弔慰金に関し、同順位である複数の遺族から請求がされた場合には、遺族間の話合いで代表遺族を決めるように求め、その話合いで代表遺族が決まらない場合には、「原則」として、市区町村における受付日が早い請求者に対して権利の裁定をすることとされている。この遺族間の話合いで代表遺族が決まらない場合に先行請求を優先するルール（本件ルール）は、上記のとおり、「原則」とされていることから、上記2の(3)のとおり、当審査会が、審査庁に対し、どのような場合に「例外」が認められるかについて照会をしたところ、審査庁から「例外」として想定しているという回答があった三つの場合は、いずれも「例外」には該当しないものである。

本件ルールに「例外」があるのであれば、同順位である複数の遺族から同一の死亡した者に係る特別弔慰金の請求を受けた裁定機関としては、その「例外」が認められる場合であるか否かについても検討をしなければ、先行請求をした遺族に対して権利の裁定をすることができないことになる。

審査庁においては、本件ルールに「例外」があるか否かについて早急に検討し、「例外」があるのであれば本件事務処理マニュアルにその例外を明記し、「例外」がないのであれば本件事務処理マニュアルの「原則」の用語を削除するなどの対応をすべきである。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

委 員 員 員 原 野 口 貴 田 公 珠 優 美 美
委 員 員 員 村 田 珠 美